

損害賠償額の決定について  
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

1 損害賠償額  
3,989,974円

2 被害者  
市内在住者  
3 事故の概要等

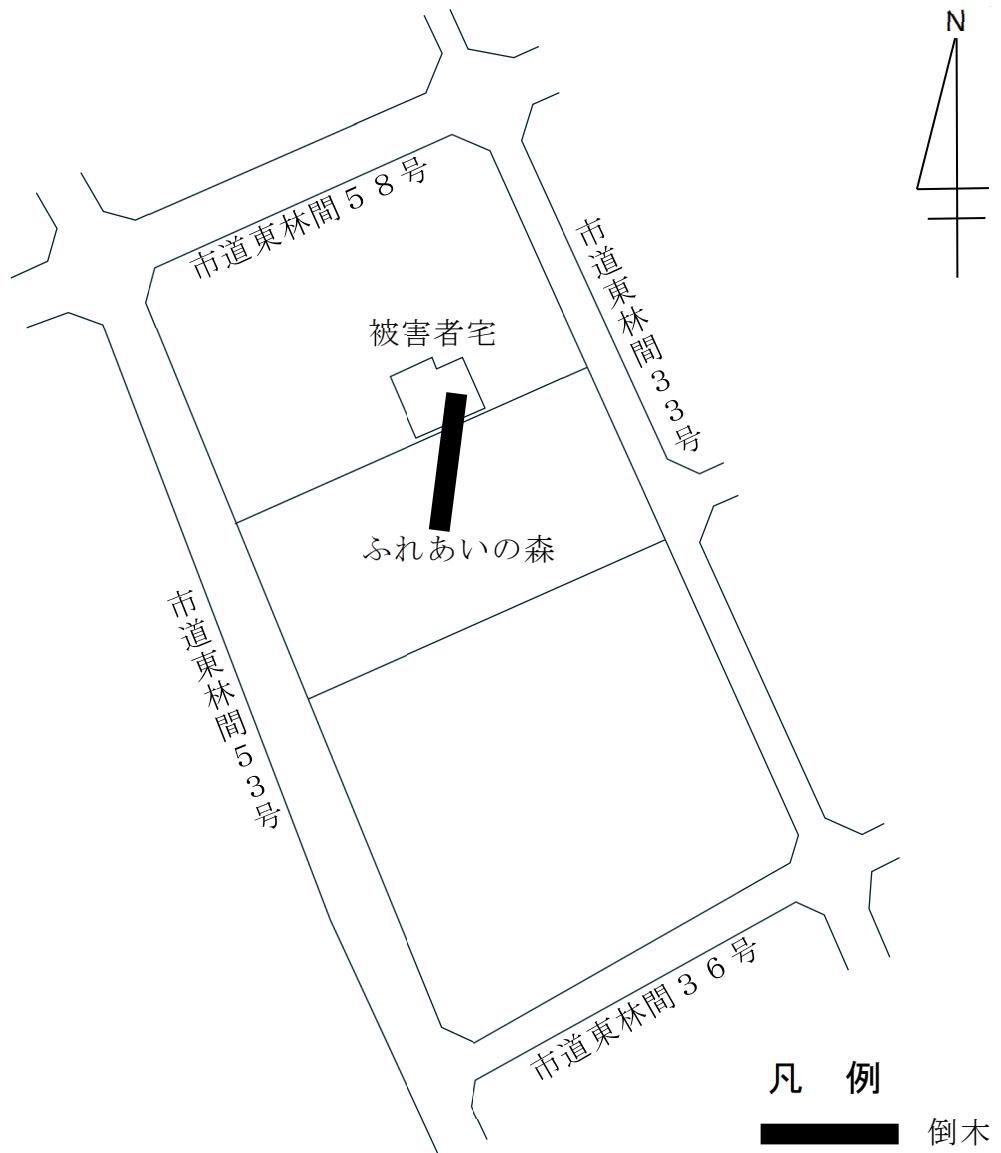
令和7年6月22日午後5時15分頃、相模原市南区東林間4丁目24番地内の本市が維持管理している緑地の樹木が腐朽により倒れ、当該緑地と隣接する被害者宅の屋根等に当たり、破損させたものである。

(本市の責任割合 100%)

#### 提案の理由

市が管理する緑地の管理瑕疵による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要による。

1 事故発生場所



2 相手方の被害

屋根、天窓、天井、雨戸、太陽光発電設備、フェンス等の破損

3 損害賠償額等

3,989,974円。このうち3,758,314円については、損害保険ジャパン株式会社が被害者に対して保険契約に基づく保険金を支払ったことにより、被害者の有する損害賠償請求権を取得していることから、同社に対して支払うものである。

指定管理者の指定について(相模原市国民健康保険青野原診療所他2施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市国民健康保険青野原診療所、相模原市国民健康保険藤野診療所及び相模原市立千木良診療所

2 指定管理者

所在地 東京都港区芝大門1丁目1番3号

名 称 日本赤十字社

3 指定の期間

(1) 相模原市国民健康保険青野原診療所及び相模原市国民健康保険藤野診療所  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(2) 相模原市立千木良診療所 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

提案の理由

相模原市国民健康保険青野原診療所、相模原市国民健康保険藤野診療所及び相模原市立千木良診療所の指定管理者を指定いたしましたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 日本赤十字社の概要

### 1 設立年月日等

明治10年5月1日 設立

明治20年5月20日 博愛社から日本赤十字社に改称

### 2 規模

(1) 職員数等 役員67名、職員84, 324名

(2) 資産の総額 866, 207, 790, 106円

### 3 事業概要等

#### (1) 事業概要

ア 救護員の確保及び養成訓練、救護材料の準備並びに救護に関する組織及び装備の整備

イ 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業

ウ 病院及び診療所の経営

エ 血液センターの経営その他血液事業の普及発達

オ 応急手当等の方法の普及及び指導

カ 巡回診療その他による保健指導

キ 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及

ク 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設の経営

ケ 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設の経営

#### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立青野原診療所、相模原市立千木良診療所及び相模原市立藤野診療所の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。)

イ 神奈川県立青野原診療所、神奈川県立千木良診療所及び神奈川県立藤野診療所の指定管理者(平成18年4月から平成22年3月まで)

ウ 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)

エ 兵庫県災害医療センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

オ 北海道立北見病院の指定管理者(平成30年4月から現在に至る。)

## 相模原市国民健康保険青野原診療所、相模原市国民健康保険藤野診療所 及び相模原市立千木良診療所の指定管理者の選考について

相模原市国民健康保険青野原診療所、相模原市国民健康保険藤野診療所及び相模原市立千木良診療所については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす日本赤十字社(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超えるかつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 令和7年6月16日

イ 申請の受付 令和7年6月30日から同年8月19日まで

#### (3) 選考

令和7年10月1日に、相模原市国民健康保険青野原診療所、相模原市国民健康保険藤野診療所及び相模原市立千木良診療所に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、候補団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(医師)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	40	34
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	20	14
	自主事業	20	14
	利用者ニーズ	20	15
	維持管理計画	20	13
	人員配置	40	30
	安全管理及び緊急時の対応	40	32
	適正な管理・経理	20	16
小計		260	198
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	14
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	16
	小計	60	42
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	34
	団体の管理能力	20	16
	労働環境の適正性	20	13
	小計	80	63
合計		400	303

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する

合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、75.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

議案第142号

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、令和8年度における当せん金付証票の発売限度額について次のとおり定める。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

令和8年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

令和8年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。